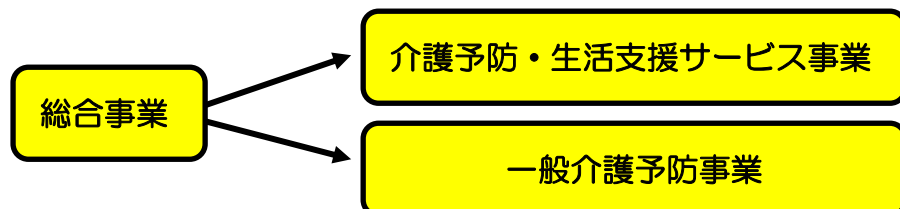


介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

高齢者が住みなれた地域で生活を続けられるよう地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自ら持つ能力を最大限に活かして要介護状態となることを予防するための仕組みとして、介護保険制度において、総合事業が創設されました。



<介護予防・生活支援サービス事業>

要介護認定等よりサービス利用の手続きが簡素化

- 【対象】 ◆要支援1・2の方
◆基本チェックリストにより生活機能の低下が確認された方
- 【手続き】 ①基本チェックリストの実施もしくは要介護認定等の申請
②地域包括支援センターがケアプラン作成
- 【問い合わせ】 高齢者福祉課 ☎576-1104

●訪問型サービス(ヘルパー)・指定

	国の基準による訪問型サービス (これまでの介護予防訪問介護と同じサービス)	湖西市の緩和した基準による 訪問型サービスA
提供する人	訪問介護事業所のヘルパー（指定）	
内容	入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、掃除などの生活援助	調理、掃除などの生活援助
提供時間/回	内容により異なります。	45分/回又は、20分未満/回
自己負担/月 (目安) * 1割負担 の場合	<毎月の定額の利用料> ★週1回程度の利用が必要な場合 1,176円/月 ★週2回度の利用が必要な場合 2,349円/月 ★週2回を超える利用が必要な場合 (要支援2・事業対象者のみ) 3,727円/月	<利用回数に応じた利用料> ★45分の利用が必要な場合 234円/回 ★20分未満の利用が必要な場合 133円/回 ※要支援1、要支援2、事業対象者それぞれ1ヵ月に利用できる回数に上限があります。

* 利用にあたってはケアプランの作成が必要になります。

●訪問型サービス・委託事業

湖西市の緩和した基準による訪問型サービスA	
提供する人	湖西市シルバー人材センター会員（委託）
内 容	調理、掃除などの生活援助
提供時間／回	1時間／回
自己負担	200円／回 ※要支援1、要支援2、事業対象者それぞれ1ヵ月に利用できる回数に上限があります。

* 利用にあたってはケアプランの作成が必要になります。

●通所型サービス(デイサービス)

	国の基準による通所型サービス (これまでの介護予防通所介護と同じサービス)	湖西市の緩和した基準による 通所型サービスA
提供する事業所	通所介護事業所	
内 容	運動機能向上プログラム等により 身体機能の維持、改善を図ります。	ミニデイサービス、運動 レクリエーション
提供時間／回	施設により異なります。	4時間以上／回 ※施設により異なります。
自己負担／月 (目安)	<毎月の定額の利用料> ★要支援1・事業対象者 週1回程度の利用が必要な場合 1,672円／月 ★要支援2・事業対象者 週2回程度の利用が必要な場合 3,428円／月	<利用回数に応じた利用料> ★334円／回 ※要支援1、要支援2、事業対象者そ れぞれ1ヵ月に利用できる回数に上限 があります。
* 1割負担 の場合		

* 利用にあたってはケアプランの作成が必要になります。

●通所型サービス C(短期集中予防サービス)

対象	要支援認定の人及び65歳以上で基本チェックリストにより、生活機能の低下が認められた人
内容	運動機能向上メニュー (筋肉、体幹をしっかりさせ、転びにくいからだづくりを目指します)
実施期間	3～6か月 ※利用者の身体状況に合わせて期間を設定します
実施日/時間	月～金曜日のうち1回程度 1時間30分または2時間以上/回 ※利用者の状況に合わせて時間を設定します
自己負担	1時間30分の場合 275円/回 2時間以上の場合 365円/回
場所	R. Yリハビリセンター(湖西市鷺津)または あおいそらデイサービス(湖西市吉美)

* 送迎：3時間の場合はありません。

* 利用にあたってはケアプランの作成が必要になります。

●訪問型サービス C(短期集中予防サービス)

対象	要支援認定の人及び65歳以上で基本チェックリストにより、生活機能の低下が認められた人で、閉じこもり等の心身の状況のために、通所による事業の参加が困難な人
内容	運動機能向上メニュー (筋肉、体幹をしっかりさせ、転びにくいからだづくりを目指します)
実施期間	月2回を4か月間
自己負担	600円/回

* 利用にあたってはケアプランの作成が必要になります。

